

平成18年2月18日

東京都知事 殿

申請者 住所又は居所

東京都

氏 名 作田 學 印

電話番号 03-

FAX 番号 03-

特定非営利活動法人設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

(フリガナ) 1 特定非営利活動法人 の名称	トクテイヒエイリカツドウホウジンニホンキンエンガツカイ 特定非営利活動法人日本禁煙学会
(フリガナ) 2 特定非営利活動法人 の代表者の氏名	サクタ マナブ 作田 學
3 主たる事務所の所在地	東京都 郵便番号 162- 電話番号 03- FAX 番号 03
4 定款に記載された目的	この法人は、広く国民を対象に、予防しうる単一で最大の疾病と早期死亡の原因であるタバコの使用、ニコチン依存症およびタバコ煙へのばく露をなくすため、禁煙に関する学術研究、教育、広報等の事業を行い、タバコ規制、Tobacco control、に必要な科学的知識・技術の発展と普及に資することで、社会全体としての健康保持に寄与することを目的とする。

確 認 書

特定非営利活動法人日本禁煙学会は、平成18年2月10日に開催された設立総会において、特定非営利活動促進法第2条第2項2号及び同法第12条第1項3号に該当することを、確認しました。

平成18年2月10日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本禁煙学会

設立（代表）者 住所又は居所
東京都

氏名 作田 學 印

役員及び報酬を受ける者の名簿

特定非営利活動法人 日本禁煙学会

	役職名	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備考
1	理事	サタ マチ 作田 學		無	理事長
2	理事	イセ ヒ 岩瀬光		無	副理事長
3	理事	シミズ アキ 清水央雄		無	
4	理事	ハタ シノブ 秦温信		無	
5	理事	マツガキ ミチキ 松崎道幸		無	
6	理事	ヤマモト マチコ 山本蒔子		無	
7	理事	ヒラマ タカフミ 平間敬文		無	
8	理事	クリカ ナリト 栗岡成人		無	
9	理事	ソノ ジュン 園潤		無	
10	理事	ヤマカ マサキ 山岡雅顕		無	
11	理事	タカシ マサキ 高橋正行		無	
12	理事	ノノミ ヒロシ 野上浩志		無	
13	理事	ツタ トシヒデ 津田敏秀		無	
14	理事	オノノシ カチデ 大橋勝英		無	
15	監事	ムラテ タカオ 村手孝直		無	

社員のうち10人以上の者の名簿

特定非営利活動法人日本禁煙学会

	氏名	住所又は居所
1	松崎道幸	
2	作田學	
3	岩瀬光	
4	山本蒔子	
5	村手孝直	
6	秦温信	
7	園潤	
8	野上浩志	
9	山岡雅顕	
10	大橋勝英	
11	津田敏秀	
12	清水央雄	
13	平間敬文	

特定非営利活動法人 日本禁煙学会 設立趣旨書

喫煙が健康被害をもたらすことは、国際的に周知のこととなってきました。わが国においても、健康増進法が2003年5月に施行され、さらにFCTC(タバコ規制枠組み条約)2005年2月に発効し、いよいよタバコをコントロールする時代に入りました。

現在、禁煙推進に関する組織は数々あり、それぞれの組織が独自に活動しております。しかし、医療・保健の専門家やその団体だけでなく、より広く国民を含めた、タバコ産業とつながりのない非政府組織およびその他の民間団体とその会員が、国内および国際的なタバコ規制活動へ貢献し、参加していくことが今後極めて重要となります。

また、禁煙治療や禁煙支援を行う医療関係者はもちろん、教育、行政や一般職場などで、禁煙推進や禁煙環境整備に携わるすべての人々が協力し合うことが必要です。

そこで、禁煙医師歯科医師連盟に所属する医師・歯科医師を中心として、より幅広く、個人や団体と、ともに研鑽するためにこの学会を設立します。

この学会は、広く国民を対象に、タバコ規制、Tobacco controlに必要な科学的知識・技術の発展と普及に資することで、社会全体としての健康保持に寄与したいと思っています。

主な事業は次のとおりです。

- (1)学術総会、研究発表会及び講演会の開催等による禁煙に関する学術研究と教育に関する事業。
- (2)機関誌及び論文図書等による禁煙に関する広報に関する事業。
- (3)タバコの害並びに禁煙に関する研究及び調査に関する事業。
- (4)禁煙領域における専門医等の育成と指導者資格基準の策定、公表及び認定事業。
- (5)国内外の関係学術諸団体との連絡及び提携。
- (6)禁煙推進に関する、社会環境の整備促進、普及、提言、提唱、要請に関する事業。
- (7)禁煙コンテストの開催等の禁煙啓発に関する事業。
- (8)その他目的を達成するために必要な事業。

しかし、医師・歯科医師のみの活動では、わが国全体としての禁煙推進には限界があり、より幅広く各種医療および保健関係者と連携をとり、さらに国民全体と広く連携する組織が必要との結論に達しました。

日本禁煙学会は、すべての国民に開かれた組織を目指したいと思います。

そのために、当会が契約等の法律的主体となることで社会的位置づけと責任の明確化をはかり、又経理の明確化をはかり、より多くの市民と連携をとるべくNPO法人化することとしました。

平成18年(2006年)2月10日

特定非営利活動法人日本禁煙学会
設立(代表)者 住所又は居所
東京都

氏名 作田學 印

平成18年度事業計画書
 成立の日から平成18年12月31日まで

特定非営利活動法人 日本禁煙学会

1 事業実施の方針

平成18年度は、特定非営利活動法人日本禁煙学会としての活動の基盤作りを行うため、主に資格認定に関する基準作り着手し、広く一般市民に公開する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額 (千円)
禁煙領域における専門医等の育成と指導者資格基準の策定、公表及び認定事業	禁煙指導認定医・専門医等の資格基準の策定、公表及び認定の準備を行う。	通年	東京、京都	10	医療関係者200人	300
"	禁煙をサポートする指導者の養成のための講座を行う	秋	東京、京都	10	医療関係者、一般市民 100人	100
禁煙に関する広報に関する事業	禁煙学会の内容、目的、等を広報したり、禁煙と健康との関係を指導したりするホームページを立ち上げる	通年	東京都	5	不特定多数	400
禁煙に関する研究及び調査に関する事業	JR、レストラン他における禁煙環境に関する調査を行う	7月～9月	JR各線、全国のレストラン	10	一般市民 1000人	100

平成19年度事業計画書
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで

特定非営利活動法人 日本禁煙学会

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人日本禁煙学会としての活動の基盤作りを行うとともに、活動をさらに活発に行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
禁煙領域における専門医等の育成と指導者資格基準の策定、公表及び認定事業	禁煙指導認定医・専門医等の資格基準の策定、公表及び認定を行う。	通年	東京、京都	10	医療関係者 200人	300
〃	禁煙をサポートする指導者の養成のための講座を行う。試験合格者を認定する。	6月末	東京、京都	10	医療関係者 200人	100
〃	禁煙をサポートする指導者の養成のための講座を行う。試験合格者を認定する。	11月末	東京、京都	10	医療関係者 200人	100
禁煙に関する広報に関する事業	禁煙学会の広報、禁煙と健康の関連などを載せたホームページを拡充維持する	通年	東京都	4	不特定多数	100
〃	禁煙に関する書籍を発刊する	8月	東京都	30	一般市民 2000人	500
禁煙啓発に関する事業	国民に対して禁煙を支援するコンテストを行う	1月1日～5月31日	日本全域	30	一般市民 500人	200
禁煙に関する学術研究と教育に関する事業	日本禁煙学会を開催する	2月	京都市	30	医療関係者及び一般市民 100人	400
禁煙に関する研究及び調査に関する事業	JR, レストラン他における禁煙環境に関する調査を行う。	7月～9月	JR各線, 全国のレストランほか	10	一般市民 1000人	100

平成18年度

特定非営利活動にかかる事業

会計収支予算書

成立の日 から 平成18年 12月 31日 まで

特定非営利活動法人 日本禁煙学会

科 目	金 額 (円)
収入の部	
1. 会費収入	1 0 0 0 0 0 0
2. 寄付金収入	1 6 0 0 0 0 0
3. 事業収入	0
4. 補助金等収入	0
5. その他の収入	0
当期収入合計 (A)	1 1 6 0 0 0 0
収入合計 (B)	1 1 6 0 0 0 0
支出の部	
1. 事業費	9 0 0 0 0 0 0
(1) 禁煙に関する広報に関する事業	4 0 0 0 0 0 0
(2) 禁煙に関する研究及び調査に関する事業	1 0 0 0 0 0 0
(3) 禁煙領域における専門医等の育成と指導者資格基準の策定、公表及び認定事業	4 0 0 0 0 0 0
2. 管理費	2 5 0 0 0 0 0
(1) 役員報酬	0
(2) 通信運搬費	5 0 0 0 0 0
(3) 印刷製本費	5 0 0 0 0 0
(4) 租税公課	7 0 0 0 0 0
(5) 支払手数料	2 0 0 0 0 0
(6) 会議費	6 0 0 0 0 0
3. 予備費	1 0 0 0 0 0
当期支出合計 (C)	1 1 6 0 0 0 0 0
当期収支差額 (A) - (C)	0
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0

平成19年度

特定非営利活動にかかる事業

会計収支予算書

平成19年1月1日 から 平成19年 12月 31日 まで
特定非営利活動法人 日本禁煙学会

科 目	金 額 (円)
収入の部	
1. 会費収入	2 0 0 0 0 0 0
2. 寄付金収入	1 6 0 0 0 0 0
3. 事業収入	0
4. 補助金等収入	0
5. その他の収入	0
当期収入合計 (A)	2 1 6 0 0 0 0
前期繰越収支差額	0
収入合計 (B)	2 1 6 0 0 0 0
支出の部	
1. 事業費	1 8 0 0 0 0 0
(1) 禁煙啓発に関する事業	2 0 0 0 0 0 0
(2) 禁煙に関する広報に関する事業	6 0 0 0 0 0 0
(3) 禁煙に関する研究及び調査に関する事業	1 0 0 0 0 0 0
(4) 禁煙領域における専門医等の育成と指導者資格基準の策定、公表及び認定事業	5 0 0 0 0 0 0
(5) 禁煙に関する学術研究と教育に関する事業	4 0 0 0 0 0 0
2. 管理費	3 5 0 0 0 0 0
(1) 役員報酬	0
(2) 通信運搬費	1 0 0 0 0 0 0
(3) 印刷製本費	1 0 0 0 0 0 0
(4) 租税公課	7 0 0 0 0 0 0
(5) 支払手数料	2 0 0 0 0 0 0
(6) 会議費	6 0 0 0 0 0 0
3. 予備費	1 0 0 0 0 0 0
当期支出合計 (C)	2 1 6 0 0 0 0 0
当期収支差額 (A) - (C)	0
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0